

1980 年代における岩佐幹三氏の活動
— 岩佐幹三関連記事（『被団協』1 号～150 号） —

昭和女子大学人間文化学部歴史文化学科 松田忍
同 1 年 新家さくら・古藤妃香瑠・林まどか・日高彩貴

①19810306_岩佐幹三「三六年の苦しみ国民法廷で」(「ふたたび被爆者をつくらぬため 国民の共感を広めよう 全国代表者会議の発言から」27 号 2 面)

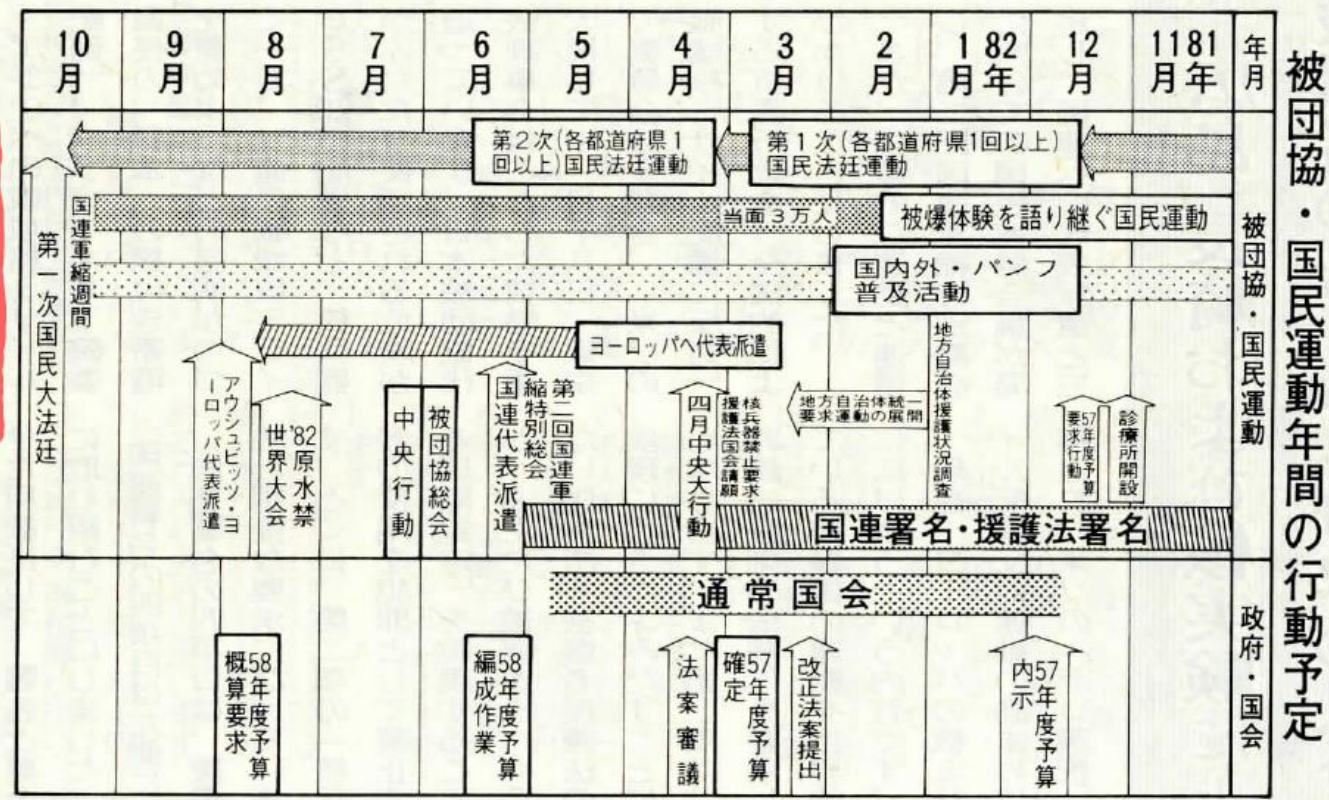
- ・基本懇答申はこれまでの厚生省の発言よりも後退。
- ・政府は基本懇答申をタテに取ってくるだろうが、私たちの運動は「受忍」義務の論理などに対決する必要。
- ・世界各地の核シェルターづくりは被害への無知からくるもの。核戦争が起きてしまったら生き残れない。
- ・国民法廷は「被爆者の背負い続けた三六年間の苦しみの実態を明らかにし、これをなぜ国は理解しないのかと責めていくことが大切」。

②19811006_岩佐幹三「中性子爆弾の生産」で決意新た(「ひとこと」33 号 4 面)

- ・アメリカが中性子爆弾の生産に着手。局地戦での兵員の殺傷力増大をねらっても「水爆をいわばコンパクト化した限定核兵器」が「きれいな兵器」であるはずがない。
- ・局地戦兵器ということで安易に使用されることが全面核戦争につながりうる。
- ・配備が予想されるヨーロッパ諸国では、「昨年来の新型ミサイル再配備反対数万人集会の環がさらにひろがり核軍縮の世論と運動」が盛りあがっている。
- ・ライシャワー発言からすると「わが国周辺にも、これが何らかの形で配備」と推測。

③19811206_岩佐幹三(金沢大学教授)「基本懇答申 1 年にあたって 核軍拡の意図砕き 平和の証し援護法を」(35 号 2 面)

- ・イギリスのサッチャー保守党政権がアメリカ新型巡航核ミサイル受入決定と同時に、財政立て直しのための教育福祉の切り捨て打ち出し。軍拡競争のための財政破綻のつけを国民転嫁。
- ・日本の行政改革も同じ道。被爆者対策で基本懇が「露払い」。基本懇は「被爆者切り捨ての「請負人」」。
- ・そもそも基本懇は「五十四年の衆院社労委の「現行二法の再検討」を求める付帯決議」などを背景に発足し、現行制度の見直しが本来の使命だったはず。
- ・「独自の被爆者調査」、少なくとも「厚生省五十年調査や NGO 調査の結果」をとりいれたならば、「被爆者の実態や原爆被害の本質について明確に接近できた」はず。
- ・しかし基本懇は「原爆被害を極端に矮小化」。サッチャー政権同様、被爆者に「忍従の義務を転嫁」
- ・「国民世論を結集し援護法の制定を」



④19811206_小林祐二(金沢大学法学部3年)「国民法廷」に取り組んで(35号3面)

十一月一日、金沢大で開かれた「原爆を裁く国民法廷」の舞台を観ながら思った。「費やした時間は決して無駄ではなかった、同じ気持ちをもつ人間はこんなに多いのか」と。

取り組むにあたって最も問題となったのは次の事だった。

確かに我々が核兵器廃絶と被爆者援護の問題をテーマとした模擬裁判を大学祭で行うことについては、異論はなかった。しかし、「普通の模擬裁判形式では無理なのか」「現実の原爆医療法認定却下取消請求訴訟をく

くすくすというものを創れないか」「現実の司法の状況をどう考えるのか」等々の意見があり、なかなかまとまらなかった。そしてこの企画がまさに国

際的な平和運動を基盤から支えるものであり、それについて学生の手で先鞭をつけることこそ重要ではないのかという一致点があったことにより、その後

限られた時間のなかにはあったが、二十数名の人間が精一杯取り組むことが可能となった。そして当日、全員がよく頑張

り、多くの人々の共感を得ることができ、若干法律論の展開につきスムーズに理解し難い面があったとの声が寄せられた他は「良かった」という声はほとんどであった。そして参加者が予想以上に多かったこと、特に青年の参加が多かったことにより、「平和を願う人々の裾野が広い」と実感させられた事を最後に付け加えておきたい。

「国民法廷」に取り組んで

金沢大学法学部三年 小林 裕二

⑤19820106「人類初の核戦争の犠牲者への援護こそ真の平和への保障」(座談会形式、36号4面)

・岩佐「母と妹をやられました。軍国少年で守らねばならないと思っていた私の方が生き残ってしまいました。あの時、死んでいった人たちにかわって、生き残った人たちが語らねばいけないと思っています。語り継ぐ場合、その人の本当の苦しみをどうつかんでもらえるかが一番難しい。受け取る側に、私にもそういうことがあるかもしれない。

自分だったらどうするかという気持ちになってもらえるように語りかけています。」

・岩佐「被爆者援護法の要求の基礎には、原爆被害の本質が人間のいのち、くらし、ここにわたる人間性の完全な崩壊にあるということがあります。あの日だけでなくその直後にも十分な手当を受けることもなく次々に死んでいった人たち、からだと生活や職場の環境を破壊され病氣と貧困の悪循環に苦しんでいる人たち、身内を殺してなぜ助けられなかったか未だに苦しんだり、思うように仕事がやれない精神的な問題など。」

・岩佐「ふたたび被爆者をつくらぬ保証を援護法をつくることで明らかにせよと要求しています」

・岩佐「平和の証しとして被爆国政府の責任を問いつめる中で、それぞれの政府の責任を問う各国の運動との連帯が、核兵器廃絶に向け力強いものになっていったらと思います」

・岩佐「援護法はその対象は被爆者ですが、平和への政策転換を求めることを重視しています。基本懇答申が腹立たしいのは、こういった問題に目を向けていないことです」

もう側に立て大江

護法 岩佐



岩佐さん

たちが将来どのように生きるの
びるかを知るための具体的な
教科書になると思います。日
本人が被爆者を被爆者援護法
で援護しうるかどうかで、日
本人が将来自分自身を救助し
うるかどうか分かる。

被爆者援護法のもう一つの
柱は、世界の核廃絶であり国
を根本的に考えていくと、核
廃絶にいかざるをえないとい
うこと、これは被爆者が三十
数年考えてきた真実で単純な
結論です。将来、自分たちが
責任もって子どもを産める
か、育てられるかということ
を考えれば、被爆者援護法に
かえってくると思います。

岩佐 被爆者援護法の要求の
基礎には、原爆被害の本質が
人間のいのち、くらし、ここ
ろにわたる人間性の完全な崩
壊にあるということがありま
す。あの日だけでなくその直
後にも十分な手当を受けるこ
ともなく次々に死んでいった
人たち、からだと生活や職場
の環境を破壊され病氣と貧困
の悪循環に苦しんでいる人た
ち、身内を殺してなぜ助けら
れなかったか未だに苦しんだ
り、思うように仕事がやれな
い精神的な問題など。その原
爆被害を前提に、死没者への
弔慰金・遺族年金の支給、健
康の保障、三十数年のいたみ
を背負って生きる被爆者への
年金支給を行い、人類の未来
を核兵器の被害で汚さぬ、ふ
たたび被爆者をつくらぬ保証
を援護法をつくることで明ら
かにせよと要求しています。

平和の証しとして被爆国政
府の責任を問いつめる中で、
それぞれの政府の責任を問う
各国の運動との連帯が、核兵
器廃絶に向け力強いものにな
っていったらと思います。

援護法はその対象は被爆者
ですが、平和への政策転換を
求めることを重視していま
す。基本懇答申が腹立たしい
のは、こういった問題に目を
向けていないことです。

◎19820606「第二回国連軍縮特別総会 日本被団協代表団名簿」(41号2面)

・代表団代表委員として岩佐さん。

⑦19820706「ノーモア・ヒバクシャ 確かな手応え 100 万人集会 この確信を被爆者援護法制定へ 実相普及全力投球 体験記四万枚・パンフ二千部」(43 号 1 面)

- ・第 2 回国連軍縮特別総会 (SSD II) 代表団の帰国記事
- ・山口代表委員の演説に、岩佐専門委員ものぞんだ。

⑧19820806「反核世論背景にいまこそ 国民とともに被爆者援護法を 被爆者苦しみ知らせ 「核戦争危機と援護法」懇談会」(43 号 1 面)



援護法要求を国民的な運動に(7 月31日懇談会で)

・岩佐幹三日本被団協専門委員「基本懇後、被爆者運動を反核と切りはなし、援護措置にしぼるべきだという議論もあるが、いまこそ、ふたたび被爆者をつくらぬ平和の証しとしての援護法制定の要求を国民のものにしていく段階だと述べました」

⑨19821006「核戦争擬性「受忍」の政策変更迫る運動を 死没者・遺族対策を強化 特別委員会を設置 日本被団協代表理事会」(45 号 2 面)

・岩佐幹三氏から被爆者援護法制定運動について問題提起。「援護法の異義が原水禁運動の中で正しく理解されていないことを指摘し、ふたたび被爆者をつくらぬための証しとしての援護法について、まず被爆者自身がもっと理解する必要があること、これからの課題として死没者・遺族調査を進めることの重要性などを訴えました。」

⑩19821006_岩佐幹三(日本被団協専門委員)「援護法を考える 自国の政策動かす世界の草の根運動」(45号2面)

- ・「基本懇意見書から二年、私たちは厳しい情勢を耐えてきましたが、国際的な反核運動が盛り上った今こそ、被爆者援護法制定の運動をさらに国民的な運動として展開させる時に来しました」
- ・国民世論を広げるだけではなく、援護法に対する国民的な理解を質的に深めていく地道な運動が必要。
- ・「広島・長崎の核戦争犠牲性に対し国が自らの戦争責任にたって国家補償を行うことは、国民に核戦争犠牲性の「受忍」はさせないという国の立場を制度的に確立することであり、被爆国政府として、核兵器廃絶のために果たすべき欠かせない前提」
- ・国民の側にも責任。「核戦争の最初の犠牲者であるということと国の戦争責任を問題にするということとは別問題ではない」。
- ・それを離して捉えると、「同情でも何でもいい、何らかの補償があればよいということになって、永年苦しみぬいて亡くなった被爆者に対する死没者補償・弔意の理念も欠落してしまいます」

⑪19821106「死没者・遺族対策特別委スタート」(46号1面)

- ・委員長＝千田数雄代表理事、副委員長＝岩佐幹三(委員長代理を兼任)、田中熙巳

⑫19821206「死没者調査で広島市に要請」(47号2面)

- ・日本被団協の伊藤サカエ代表委員と死没者・遺族対策特別委員会の岩佐副委員長が広島市役所を訪問し、原爆死没者・遺族の掘り起こしの運動の趣旨説明し、広島市の協力を要請。

⑬19821206「施策後退許さず「大運動」の先頭に 三重・山形・山口で相談講習会」(47号4面)

- ・岩佐&田中「核戦争の最大の犠牲者である死没者対策は、生存被爆者の問題でもあり、国家補償の基本である」と述べました。
- ・参加者からは「基本懇以来援護法の影が薄くなった。反核運動も被爆者問題はとり上げない」などの意見。
- ・岩佐「被爆者にも甘えがあったのではないか。『やってくれるのが当たり前』では真の運動は発展しない。まず被爆者が先頭に立って頑張らなくては」。

⑭19830406「根気よく世話活動を 高松で相談事業講習会」(51号3面)

- ・肥田&岩佐の講演

⑮19831006「七十人の参加で 高まる相談員の役割 広島」(57号3面)

- ・肥田&岩佐の講演
- ・岩佐「行革によるしめつけや、援護法問題を考えるとき、世界の情勢、軍事費の伸びを無視してはならない」

⑯19840706「援護法・核廃絶こそ遺族への償い 死没者・遺族調査中間報告」(66号2面)

- ・死没者・遺族調査中間報告について岩佐特別委員長代理より報告
- ・対象死没者数 932 (1984年5月回収分) (広島 468、長崎 454、無記入 10)
- ・死亡年の分布状況
 - 年末まで 460 (当日 295、2週間以内 36 など)
 - 20年代＝56、30年代＝71、40年代＝105、50年～＝218
- ・死因別死没者数

被爆直後は、爆死＝238を筆頭に火傷、急性症状がほとんど

昭和21年以降、ガン＝83、心臓機能障害＝55

- ・「死没者の戦後史」病気と生活苦の悪循環
- ・「遺族の訴えと願い」

核兵器完全禁止・戦争反対 103／援護法制定 91／死没者への供養・遺族援護 85

⑰19841206「ロンドン国際法廷被団協が代表派遣 募金活動にご協力を」(71号2面)

- ・ロンドンで開かれる核戦争を裁く国際法廷に、被団協代表を派遣
- ・主催団体「核軍縮をめざす法律家たち」の要請に応え、岩佐幹三専門委員が証人として参加

⑱19841206「生々しい体験からの相談に答え 大阪の講習会」(71号3面)

- ・肥田理事長「被爆者の生きがいと相談事業」
- ・小林栄一相談所理事「大阪府下の諸手当認定状況」
- ・岩佐専門委員「基本要求と被爆者の運動」

⑲19850206「岩佐幹三(石川県原爆被災者友の会・会長)「原点」を普遍の原理にーロンドン法廷に参加してー」

- ・日本被団協が進めてきた国民法廷運動が「国際的に広がった」

「国際的に広がった法廷運動」

日本被団協が進めてきた国民法廷運動は、今回の「核軍縮をめざす法律家たち」が主催した「ロンドン国際法廷」によって、その輪が国際的に広がることになりました。この法廷で裁判長を務めたジョン・マクブライドIPB会長は、「この法廷は、日本被団協にとっても意義深いものだ」と私に話されました。日本被団協の代表として参加できた私は、いま重責を果たした感慨でいっぱいです。

この四日間の会議では、核兵器の使用を前提にしたNAATOやワルシャワ条約機構の戦略の非合法性を問う趣旨で、環境的・医学的影響、現行の兵器と戦略、道徳的意義、法律上の意義の四つのテーマについて議論されました。法廷は、裁判官(マクブライド氏ら四人)と各テーマごとの尋問者が、事前に提出されたレポート(証言)に基づいて質問し、証人がこれに答える方式で進められました。

私は、初日もトップに、第一のテーマで証言台に立ちました。私に求められたのは、被爆体験の報告でしたが、時間的な制約で中途半端な発言で打ち切られたので、再度の発言を求めました。特に被爆者ということで、やっ和三日月の道徳的意義の最後に、ただ一人だけ二度目の発言を許されました。

私は、原爆被害が総合的な被害で、特にトータルに人間性を破壊すること、被爆者の毎日の生活は人間性の回復の闘いであり、その四十年にわたる苦悩と「ふたたび被爆者をつくるな」という核兵器廃絶の悲願は、日本被団協の「基本要求」に持ち込まれていることを訴えました。

これは、広島・長崎の被爆体験と平和憲法という立ち返る原点をもつわが国とは違っていて、そうした原点のない欧米諸国では、何に根拠を置く平和の法体系を組み立てるかが緊急な課題となっているからでしょう。また私は今回の法廷を通じて、西欧の人々が、核兵器が配備されたNAATO体制下の政治情勢に対して極めて現実的な対応を進めていること、その反面で核兵器を通常兵器の量的に拡大したものと混同し、質的な違いの理解が弱いこと、核兵器被害の知識の基礎はアメリカ等の実験データでロシマ・ナガサキの実態とかけ離れていることを知ることができました。

この食い違いを埋めるためにも、私たちは、今こそ私たちの原点とするものを、西欧の人々にも通用する人類に普遍の原理にしていく責任を負わされているのではないのでしょうか。

「原点」を普遍の原理にーロンドン法廷に参加してー

石川県原爆被災者友の会・会長 (岩佐幹三)

「原爆被害の実相普及さら」

これは、広島・長崎の被爆体験と平和憲法という立ち返る原点をもつわが国とは違っていて、そうした原点のない欧米諸国では、何に根拠を置く平和の法体系を組み立てるかが緊急な課題となっているからでしょう。また私は今回の法廷を通じて、西欧の人々が、核兵器が配備されたNAATO体制下の政治情勢に対して極めて現実的な対応を進めていること、その反面で核兵器を通常兵器の量的に拡大したものと混同し、質的な違いの理解が弱いこと、核兵器被害の知識の基礎はアメリカ等の実験データでロシマ・ナガサキの実態とかけ離れていることを知ることができました。

- ・「私は、原爆被害が総合的な被害で、特にトータルに人間性を破壊すること、被爆者の毎日の生活は人間性の回復の闘いであり、その四十年にわたる苦悩と「ふたたび被爆者をつくるな」という核兵器廃絶の悲願は、日本被団協の「基本要求」に持ち込まれていることを訴えました」

⑳19851006「国民署名と被爆者調査の成功を 全国代表者会議 核保有国への派遣もさらに 被爆40周年活動の成果を確認」(81号1面)

- ・「基本要求」普及と国民署名運動を土台に、原爆被害者調査の成功をめざす。
- ・「被団協が独自に取り組む「原爆被害者調査」。原爆被害調査特別委員会の岩佐副委員長が、「調査要綱」に沿って報告し、この調査の目的について、四十年後の今なお続く被爆者・遺族の不安や苦しみを原爆被害との関連でとら

え、その被害がいかに藩人間的なものであるのかを明らかにしようとするものだ、と説明。」

㉑19851006「中国に伊藤代表委員ら九人 被団協 英・仏にも代表团」(81号1面)

・岩佐は訪英代表团団長

㉒19851106「国連軍縮週間 平和行動にも参加 英仏代表团が帰国」(82号1面)

・「イギリスへは岩佐幹三団長はじめ七人が訪問し、二十一日に英外務省でサッチャー首相への要請書を提出。上下院やケンブリッジ市、モールズワースの基地などを訪れ、被爆の実相を訴えました」

㉓19851206「『基本要求』の普及、実現めざし 日本被団協・この1年」(83号1面)

・「国際活動」山口仙二らがアメリカ、伊藤サカエらがソ連、伊東壮らが中国、岩佐幹三らがイギリス、肥田舜太郎らがフランス

㉔19860206「千田さん偲び”集い”」(85号3面)

㉕19860506「多くの支援者に囲まれ 石川友の会が25周年式典」(88号3面)

・岩佐会長が友の会25年の歩みを披瀝

㉖19860706「わが会長(終) 陽気で無類のお人好し 石川 岩佐幹三さん」(90号3面)



(昭和35年8月創立) 会 禁世界大会への参加を機に
長・岩佐幹三、57歳。創立 県内被爆者を組織化。自転
以来の会長。広島で直爆。 車で役所の交渉に、カンパ
くまがとおく十六歳のと 集めにと金沢の街を走り回
きー、二きで被爆、母と妹 る名物男です。陽気で無類
石川県原爆被災者友の会 を失いました。第一回原水 のお人好し、大学教授の肩
書を見てビックリ、の気さ
くな会長。被団協調査を県
独自にも推進し、世論喚起
をと張り切っています。

陽気で無類のお人好し

(終)

石川 岩佐幹三さん

㉗19860906「国際平和年・日本被団協結成30周年 語り継ごう ヒバクシャの心を 広島・長崎で市民集会・被爆者集会 ひらく」(92号1面)

・講演＝岩佐幹三被団協専門委員「みんなで受け継ごうヒバクシャのこころを」

・岩佐さんは、母を助けられないまま逃げてしまった自分を今でも責め、「その苦しみが、自分を“ふたたび被爆者をつくらせない”運動にかりたてている。被爆者援護法は、核戦争の犠牲者をつくらないためのあかしとなるものであり、被爆後の人間性回復の運動であることを理解していただきたい」。

②19861106「中国・東海北陸で相談講習会 健康管理し要求実現へ（社）中央相談所 静岡」（94号4面）

・岩佐専門委員の講演

②19870106「西本多美子（石川）「被爆者と市民らの平和サークルが誕生「この子たちの夏」上演した力で」（96号4面）

③19870706「どう読む？厚生省調査報告 原爆被害調査特別委員会 岩佐幹三企画部長に聞く」（102号2面）

- ・厚生省の昭和六十年度被爆者実態調査は、「原子爆弾による被爆者の生活、健康等の現状を総合的に把握するとともに、原子爆弾による死没者の実態を明らかにするための資料を得ること」（「実施要領」）を目的としたもの。
- ・被団協が要求した「原爆死を含む原爆被害の本質と全体像をとらえるもの」ではない。
- ・被爆者の「現状」を原爆被爆との関連でとらえる基本理念が欠けているために、綿密なクロス集計を省略、数値の小さな者は言及を避けるなど「総合的な」把握にすらなっていない。
- ・40年、50年の実態調査と比較すると、近距離被爆者の減少が急速な死をうかがわせる。
- ・被爆者の健康葉会の進行は顕著。「苦勞・心配していること」に74.4%が「自分の健康」をあげた。
- ・回収率86.7%にあらわれた全国の被爆者の期待にこたえる国の責務

今回発表された報告は、昭和60年度原子爆弾実態調査のうち、生存被爆者の現状に関する調査結果についてとりまとめたもの。その結果にみられる「被爆者の現状」の主な特徴点は次のとおりです。	「要精密検査」率43.5%（50年調査35.4%）、精密検査	配している回答。	今回初めて国民平均を上回
1、健康破壊の進行	受診者のうち「異常あり」率58.2%（同54.1%）は、	3、孤老化・孤独化の進行	り、59歳以下で国民より高い。
①昭和60年10月2日に入通院した者は42.6%（受療の状況）。これは同年齢の一般国民と比べ二～三位ものば	ち「異常あり」率58.2%（同54.1%）は、	①有配偶率71.7%は50年	③介護を受けている者は7.3%だが、介護手当受給者
り、若い層は格差が大きい。	この十年間	73.8%より低下し、同年齢の一般国民より7%低い。女	は0.4%しかない。
②一般検査受診者のうちの	の健康悪化	性に未婚、離死別が多い。	厚生省調査報告……
安の大き	を示してい	②子供と同居していない者	パンフの活用を……
分の健康	る。	が四割。平均世帯内被爆者数	厚生省の『昭和60年度原子
2、健康不	の健康悪化	は1.19人（40年1.5人、	爆弾被爆者実態調査（生存者
安の大き	を示してい	50年1.26人）と次第に減少。	調査）報告』をパンフにしま
分の健康	る。	4、生活破壊の進行	した。活用された。1冊7
安の大き	2、健康不	①就業率48.6%は50年50	百円（千200円）。申し込みは
分の健康	安の大き	・4%を7.8%下回る。	日本被団協が各県被団協へ。
分の健康	分の健康	②生活保護率1.9%は、	

③19871206「九プロ・熊本講習会 相談事例研究の分科会も」（107号3面）

・岩佐幹三専門委員「二つの調査結果」の説明

③19880106「大行動ふまえ要求と運動に確信 石川・秋田で相談講習会」（108号7面）

・【東海・北陸】「岩佐専門委員は、「調査結果」から、援護法制定の意義を具体的に話されました」

③19880406「癌検診うけて長生きし被爆者の指名果たそう 2ブロックで相談事業講習会」(111号3面)

- ・肥田理事長&岩佐専門委員の講演
- ・【岡山】「2日目は、岩佐専門委員が「調査にあらわれた被爆者と遺族の苦しみは到底受忍できるものではない」ことを明らかにしました。」

④19880406「充実した学習・懇親会 石川」(111号3面)

- ・石川友の会、2月21日～22日に信念懇親会を兼ねた学習の集いを栗津温泉で開催。
- ・岩佐会長はじめ23名が集う。

⑤19890306「被爆者の生きがい感じた 四国東海北陸ブロックで相談事業講習会」(122号3面)

- ・【東海北陸ブロック】福井県芦原温泉に80名が参加して開催。
- ・肥田理事会超、岡代表理事、岩佐専門委員、伊藤相談員から「88全国運動、調査結果やその普及、がん健診の意義、相談事業の課題などについて講演」
- ・参加者の声＝「がん検診を受け、長生きし広島・長崎を語りつづける使命を再認識した」(静岡)、「被爆者として生き抜くことの重大さを感じ」(愛知)、「この会合に出ると生きる目途の薄くなった孤老にも生きる意欲が湧いてくる」(福井)



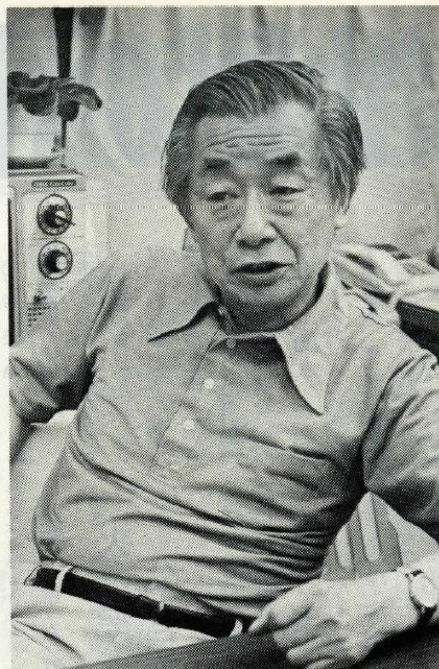
⑥19890706「いっそうきめ細かい相談事業めざし 中央相談所第12回総会 二年目のがん検診受診に全力「地方巡回相談」も実施」(126号2面)

- ・理事として岩佐さんの名前が掲載。

⑦19890806「死没者補償は援護法の最大の課題 岩佐幹三日本被団協原爆被害調査特別委員会委員長に聞く」(127号3面)

- ・「原爆被害者援護法の制定をめざす運動の中で、原爆死没者の補償問題が大きな焦点になっています。被爆から四十年以上も経ついま、なぜ死没者問題が問われているのでしょうか」
- ・岩佐「(1) 許せない「むごい死」／(2) 原爆死への国の償いを／(3) 援護法こそ「弔意」」

死没者補償は 援護法の最大課題



原爆死没者問題について語る岩佐さん

岩佐幹三 日本被団協原爆被害に聞く

原爆被害者援護法の制定をめざす運動の中で、原爆死没者の補償問題が大きな焦点になっています。被爆から四十一年以上も経ついま、なぜ死没者問題が問われているのでしょうか。日本被団協原爆被害調査特別委員会委員長の岩佐幹三さんに聞いてみました。

〈1〉許せない「むごい死」

「原爆死」といわれるものの特徴はどういうところにあるのでしょうか？

岩佐 日本被団協の「基本要請」は、原爆被害の特質について、「原爆は、人間として死ぬことも、人間らしく生きることも許しません」といっています。

〈2〉原爆死への国の償いを

原爆からすでに四十四年も経っているのに、被爆者たちは助けてやることはほとんどして「死没者補償」にそんなにこだわるのか、という疑問を出す人もいます。それが？

岩佐 第二次大戦は世界で多くの死者を出しましたが、原爆死は過去の戦争でも類例をみない「むごい死」です。

肉親の「死に目にあえた」のはわずかに四割だけ。その後の死者たちも、原爆症の不安や死の恐怖に苦しみぬいたあけくの死でした。核兵器というものが「絶滅」だけを目的とした狂気の兵器（基本要請）であることが実証されているといえるでしょう。

「原爆がもたらした死」は「あの日の死」も「その後の死」も、とても「人間の死」とはいえない「むごい死」なのです。日本被団協が今回まとめた「調査」の「資料集Ⅱ」にはその実相が遺族の証言で語ら

ません。

政府はこれまで「戦争の犠牲は国民ひとしく受忍せよ」という基本懇（原爆被害者基

本問題懇談会）の意見を盾に

原爆被害に対する国家補償をしようとはしませんでした。

しかし、もしも「戦争中のことだから仕方がなかった」ということになれば、「むごい死」が合理化されることになり、原爆（核兵器）を認め

ることであります。戦争の中であつても、許されるようなものではありません。

生き残った者たちは、最大の被害者である原爆死没者への国としての償いを要求しないわけにはいかないのです。

〈3〉援護法こそ「弔意」

具体的にはどういう要求をしているのですか？

岩佐 「原爆被害に対する国家補償を行うこと」です。一九八五年（昭和六十一年）に原爆被害は、国が起した戦争によつてもたらされたものなのですから、国が償うのは当然のことでしょう。その最大の被害者は死者なのです。原爆死没者に対する補償は、最重要問題なのです。

具体的には、原爆被害者援護法を制定して、弔慰金、遺族年金を支給することです。私達の運動に押されて国は一九八五年（昭和六十一年）に死没者調査を実施しました。原爆被害者援護法制定促進の賛同署名も、国会議員の三分の二に近づいています。

答弁しました。

なるのです。

死没者への「弔意」を表すというのなら、原爆死を国として償い、原爆被害者援護法を制定することです。それが「ふたたび被爆者をつくらない」誓い、核兵器廃絶の立場を、国として確立することに

この死をくり返さないため

被爆44周年
各県追悼慰霊祭

- ◆北海道 8月6日13時 札幌市中央区・善光寺（15時） 懇談会、19時とらう流し）
- ◆群馬 8月6日11時 前橋市公園・原爆慰霊碑（12時） 定期総会
- ◆千葉 10月23日13時 千葉市東山区・高台寺霊前観音（終了後健康相談会）
- ◆埼玉 8月9日10時 半定期総会・上毛会館
- ◆東京 7月30日13時 品川区北品川・東海寺境内（終了後「死没者」遺族の補償を考へる」懇談会）
- ◆神奈川 9月24日10時 鎌倉市大船観音境内・原爆慰霊碑前
- ◆静岡 7月30日10時 清水市村松・鉄舟禅寺
- ◆愛知 7月30日10時 名古屋市中区・建中寺（終了後懇談会）
- ◆石川 7月30日11時 金沢市横安江町・東別院（13時） 定期総会
- ◆福井 8月9日13時 福井市松本三丁目・興宗寺（第二部「さくら隊散る」上映、第三部懇談会）
- ◆京都 7月30日10時 京都市東山区・高台寺霊前観音（終了後健康相談会）
- ◆鳥取 8月9日10時 鳥取市丸山墓苑・原爆慰霊碑前
- ◆広島 8月6日9時 広島市中区中島町・浄園寺
- ◆山口 9月6日10時 山口市宮野江良・原爆死没者の碑前
- ◆香川 8月6日10時半 高松市峯山公園・平和の像前

③19890906「被爆者の訴えよくわかった」長崎で「被爆者・遺族と国民のつどい」(128号1面)

- ・日本被団協がまとめた『『あの日』の証言』をもとにした構成劇「報告と証言でつづる被爆者の苦しみと願い」
- ・「岩佐幹三さんが報告者としてまとめながら、各県の被爆者代表が「証言」を朗読」

③19891206「援護法・現行法への理解深め 国民運動の中で相談講習会」(131号3面)

- ・【関東・甲信越】2日目に岩佐被団協専門委員、山本代表理事から援護法制定の意義や国会情勢について報告

④19900106「全日本民医連 被爆者医療交流集会 援護活動強化めざし」(132号7面)

- ・広島福島生協病院の田阪名誉院長、沢田名大助教授、日本被団協の斉藤事務局次長、岩佐専門委員がパネラー

④19900206「生きがいもった生き方を 中国ブロック 広島で相談事業講習会」(133号5面)

- ・「岩佐専門委員は、日本被団協調査の結果を紹介しながら今なおつづく原爆被害と原爆死の実相を話されました」

④19900606「厚生省死没者報告を受けて 緊急中央行動 首都圏120人」(137号5面)

- ・参議院議員会館に首都圏四都県の被爆者代表ら120名が参集。
- ・「まず岩佐被団協調査特別委員長から厚生省の「死没者調査報告」とこれに対する被団協の声明・見解についての報告」
- ・「代表たちは……被爆後四十五年経って国が示す「弔意」とは、反人間的な原爆死を遂げさせられた一人一人の死を償うこと以外にないと、死没者補償制度を含む援護法の制定を迫りました」

④19900706「岩佐幹三(原爆被害調査特別委員長)「弔意は補償制度でこそ」(138号4面)

弔意は補償制度でこそ

原爆被害調査
特別委員長 岩佐 幹三

当時の私は、学徒動員中の工場の電休日のため、一・二十日の自宅(広島市富士見町)で被爆しました。突如後頭部にはけいし打撃を感じると同時に、地面(二坪草)にたたきつけられていました。何が起きたのか突然自失のまま立ち上がった私の目の前で、広島市の町は消え去っていました。

我にかえった私は、家の下敷きになった母を救出しようと屋根瓦をはぎ、土壁を三枚破つて、ようやく腰のあたりまで入れる程掘り進んで、家の土台の上のついた大きな梁に前をささげられました。わずかな隙間から母が上向きに倒れ、顔から血を出しているのを見えました。しかしそれ以上進めないうちに、三十分たらずで火が回ってきました。母の叫ぶ「般若心経」の声を後ろ髪をかきながら立ち去りましたが、人間が生きながら焼かれるということが、この世にあつていいのでしょうか。

火にとりまかれた私自身は、裏の山陽中学の大きな防火用水の中で助かりました。爆心地付近に建物疎開の後片付けに動員されていた女

ています。このような苦しみや不安を子供たちに絶対味わせないでください。このような不幸を生み出す原爆を許すことはできません。人類未曾有の原爆の地獄のなかで殺された父母はもとより、原爆のためわずか九歳

で両親を奪われ、自らも四十

四年間苦しみに耐えて死んで

いた兄に対して、国としての

償いをしてくださいます。

私たちが被爆者が安心して生

きていけるように、一日も

早く援護法をつくってください。

被爆一カ月後の九月六日、

ついに私も急性症状でたおれ

ました。全身紅班でおわれ

歯ぐきから出血し、のどが痛

くて何一つつけず、何日

も夜も寝もわからぬ状態に

なりました。父の五月に病で

失い、全く孤児になった私を

救ってくれたのは、未亡人に

なつてからは、やっと見つけた

疎開中の歯医者先生に必死に頼

んで、毎日十本近く注射して

もらったのでした。この医

生が手がけた患者は三人。そ

うして助かったのは私一人

だけでした。

私は、かうして死線をこ

えられたが、生き残れた

証人として、このような地獄

の死、他に類例を見ない原爆

死は、絶対くり返してはな

らないと誓います。

国が原爆死没者に示す「弔

意」とは、巷間で噂されるよ

うな一片の紙片や物ですま

されるものではありません。私

たちの求める弔意とは、被

爆者一人一人の死を国とし

て償う制度を確立すること

です。それは、国が、原爆に

よる死は人間に受忍させては

ならないものであることを認

め、ふたたび核兵器の犠牲者

をつくらない決意を示すこと

にはかならないからです。

このような死没者補償を含む

原爆被害者援護法が制定され

たときからはじめて、私は、

母と妹に、その死が無駄では

なかったことを報告し、安ん

じてその死を弔うことができ

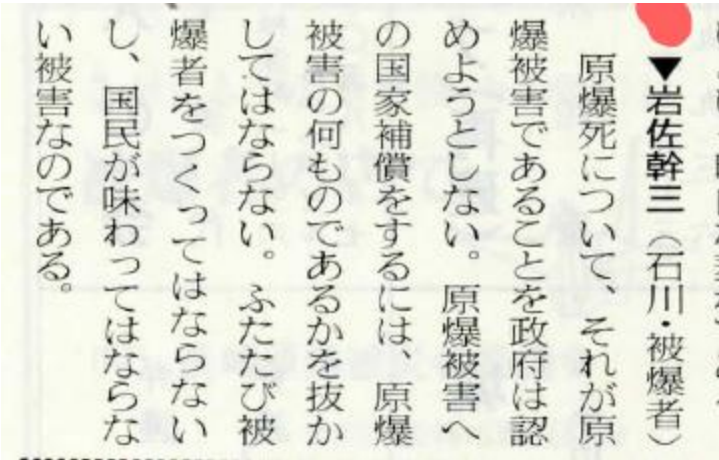
ます。

- ・岩佐「私たちの求める弔意とは、被爆者一人一人の死を国として償う制度を確立することです。国が、原爆による死は人間に受忍させてはならないものであることを認め、ふたたび核兵器の犠牲者をつくらない決意を示すことにほかならないからです。このような死没者補償を含む原爆被害者援護法が制定されたときはじめて、私は、母と妹に、その死が無駄ではなかったことを報告し、安んじてその死を弔うことができます。」

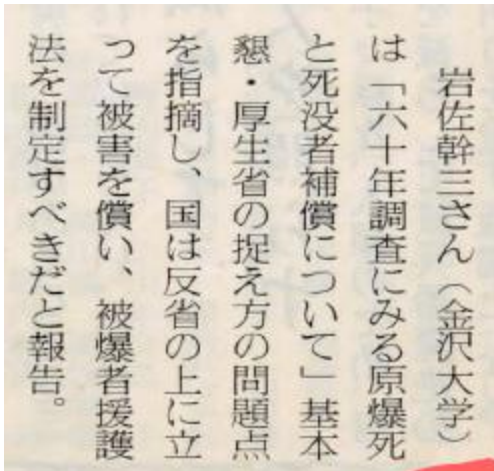
④19900806「岐阜で健康保険相談会に 100 人 中央相談所主催 組織再建へ相談も」(139 号 7 面)

- ・岩佐理事は主催者あいさつ。

⑤19910106「国の責任を問う被爆者の思想 一般繊細への補償にも道を開く 参加者の発言より」(144 号 5 面)



⑥19910506「第 2 回被爆者問題研究会 運動の研究の総合と発展」(148 号 2 面)



【1980 年代の岩佐さんの活動のキーワード】

- ・人間性の破壊。被爆者の生活は人間性の回復をはかる毎日。
- ・平和の「証し」としての被爆国政府の責任＝被爆者援護法
- ・死没者調査と弔意（1982 年～）
- ・被団協被爆者調査特別委員会委員長／日本被団協専門委員
- ・国際活動＝SSD II（1982 年）、ロンドン国際法廷（1984 年）、イギリス訪問団（1985 年）
- ・相談事業＝肥田＆岩佐コンビ